

グリーンボンド / グリーンボンド・プログラム 外部レビューフォーム

セクション1. 基本情報

発行体名:	株式会社 ユーラスエナジーホールディングス
グリーンボンド又は フレームワークの名称	株式会社 ユーラスエナジーホールディングス グリーンファイ ナンス・フレームワーク
外部レビュー者名:	株式会社 日本格付研究所
本フォーム記入日:	2020年6月30日
レビュー公表日:	2020年6月30日

セクション 2. レビューの概要

レビュー対象

本レビューでは、以下の要素について審査し、グリーンボンド原則との適合性を確認した。:

- | | |
|--|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> 資金使途 | <input checked="" type="checkbox"/> プロジェクトの評価と選定プロセス |
| <input checked="" type="checkbox"/> 資金管理 | <input checked="" type="checkbox"/> レポーティング |

ROLE(S) OF Independent External REVIEW PROVIDER

- | | |
|------------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> セカンドオピニオン | <input type="checkbox"/> 認証 |
| <input type="checkbox"/> 検証 | <input checked="" type="checkbox"/> スコアリング/格付け |
| <input type="checkbox"/> その他: | |

注:複数のレビュー、異なる提供者がいる場合、レビューごとに個別のレビューフォームを提供してください。

レビューのサマリー 及び 評価レポート全文へのURLリンク

株式会社ユーラスエナジーホールディングス（ユーラス）は、2001年11月1日に設立された風力及び太陽光発電事業を行う会社である。1986年に開始された株式会社トーマン（現 豊田通商株式会社）グループの電力事業としてスタートし、一貫して再生可能エネルギーによる発電事業に従事している。当初トーマングループの電力事業として事業を行っていたが、2002年に東京電力ホールディングス株式会社が資本参加して以降、トーマンの後身である豊田通商株式会社と東京電力ホールディングス株式会社による共同出資会社となった。ユーラスは企業理念として、再生可能エネルギー事業を行うトップランナーとして「グリーンエネルギーの普及・拡大を通じ、地球環境保全の一翼を担う」を掲げている。1986年に米国で風力発電事業を開始して以降、米国・欧州・アジア太平洋州及びアフリカの4つの地域へと発電事業を拡大している。2020年現在、世界13か国において風力及び太陽光発電事業を展開し、その設備容量は、約312万kWに上る。

今般の評価対象は、ユーラスが債券またはローンにより調達する資金を、環境改善効果を有する資金使途に限定するために、ユーラスが定めたグリーンファイナンス・フレームワーク（本フレームワーク）である。本フレームワークが「グリーンボンド原則（2018年版）」、「グリーンローン原則」および「グリーンボンドガイドライン2017年版」に適合しているか否かの評価を行う。「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」および「グリーンボンドガイドライン2017年版」は、それぞれ国際資本市場協会（ICMA）、環境省、ローン・マーケット・アソシエーション（LMA）およびアジア太平洋ローン・マーケット・アソシエーション（APLMA）が自主的に公表している原則またはガイドラインであって規制ではないため、いかなる拘束力を持つものでもないが、現時点においてグローバルに統一された基準として当該原則およびガイドラインを参照してJCRでは評価を行う。

本フレームワークでは、資金使途を、①風力発電事業、②太陽光発電事業、③再生可能エネルギー発電のための送電事業と定めている。JCRではこれらの資金使途は、いずれも化石燃料を代替することでCO2削減効果を有するクリーンなエネルギーの開発事業であり、地球温暖化対策に資すると考えている。また、ユーラスでは、環境アセスメントに関する専門部署を設置し、環境リスクマネジメントを行っており、事業実施に際して想定される環境へのネガティブな影響に対し、適切な回避策を講じる体制となっている。以上から、本フレームワークの資金使途は高い環境改善効果を有するとJCRでは評価した。

管理運営体制面については、プロジェクトの選定及び案件の進捗状況の確認について、経営層まで報告が上がり、機関決定がなされていることを確認した。また、資金管理における内部統制態勢は適切に構築されていること、発行前の開示体制及びレポーティング内容の設定も妥当であること等から、JCRではユーラスに対する強固な管理運営体制及び高い透明性を確認した。

この結果、今回の評価対象となるグリーンファイナンス・フレームワークは、JCRグリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性（資金使途）評価」において“g1(F)”、「管理・運営体制及び透明性評価」において“m1(F)”としたため、「JCRグリーンファイナンス・フレームワーク評価」は“Green1(F)”とした。また、本フレームワークは「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」および「グリーンボンドガイドライン2017年版」において求められる項目について基準を満たしているとJCRは評価している。

評価レポート全文へのURLリンクは以下をご参照。

<https://www.jcr.co.jp/greenfinance/>

セクション 3. レビューの詳細

レビュー者は、できる限り以下の情報を、コメントの枠を使用し、できる限り提供することが推奨される。

1. 資金使途

本項目に係るコメント欄：

a. プロジェクトの環境改善効果について

- i. 資金使途として本フレームワークで掲げられた適格事業は、風力発電事業、太陽光発電事業などの再生可能エネルギー事業であり、高い環境改善効果が期待できる。

- ii. 資金使途は、「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」に定義されているグリーンプロジェクトのうち「再生可能エネルギー」、「グリーンボンドガイドライン2017年版」に例示されているグリーンプロジェクトのうち、「再生可能エネルギーに関する事業」に該当する。

b. 環境に対する負の影響について

環境に対する負の影響として、風力発電設備の場合は騒音・超低周波音、動物（特に鳥類）への影響、景観の悪化、シャドーフリッカー等、太陽光発電設備の場合は大規模な土地の造成に伴う生態系の破壊、濁水の流出、光害、景観の悪化、関連設備からの騒音・振動等、送電設備の場合は鳥類への影響や工事による生態系への悪影響等が考えられる。

フレームワークでは、「適格事業は、潜在的にネガティブな環境面・社会面の影響に配慮しているものであり、対象設備、案件において設置国・地域・自治体で求められる設備認定・許認可の取得及び環境アセスメントの手続きが適正であることを確認した上で、ユーラスの定める事業導入手順に沿って進められる。」と定められており、適格事業の選定に当たり、事業のネガティブな環境面・社会面の影響に配慮していることを確認することとなっている。当該プロセスにおいては専門部署から社長を含む全役員、部長に対して案件の進捗が定期的に報告される会議体が設置されており、その中で環境問題や住民対応に関するリスクのチェックが案件ごとに行われることをヒアリングで確認した。あわせて、必要に応じて有識者へのヒアリングを行うなど、第三者の意見を踏まえて環境保全措置等の検討を行っているとのことであり、負の影響に対して必要な回避策・緩和策が取られる体制を有していると評価される。

GBPにおける資金使途の分類：

- | | |
|---|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> 再生可能エネルギー | <input type="checkbox"/> エネルギー効率 |
| <input type="checkbox"/> 汚染防止及び管理 | <input type="checkbox"/> 生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理 |
| <input type="checkbox"/> 陸上及び水生生物の多様性の保全 | <input type="checkbox"/> グリーン輸送 |
| <input type="checkbox"/> 持続可能な水資源および廃水管理 | <input type="checkbox"/> 気候変動への対応 |
| <input type="checkbox"/> 高環境効率商品、環境適応商品、環境に配慮した生産技術及びプロセス | <input type="checkbox"/> グリーンビルディング |

- 発行時点では明らかでなかったが、現時点においてGBP分類に該当することが予想される、または、まだGBP分類に含まれていないが適格グリーンプロジェクト分野と思われるもの
- その他

GBP以外のタクソミー(プロジェクト分類)を使用している場合はそれを特定すること。:

2. プロジェクトの評価と選定プロセス

本項目に係るコメント欄:

発行体は資金用途について、明確な環境面での目標、プロジェクトの選定基準およびプロセスを定めている。当該事項は、JCRによる評価レポートの中で開示されている。

評価と選定

- 発行体の環境面での持続可能性に係る目標が定められている
- グリーンボンドの資金用途としての適格プロジェクト基準が定義され、透明性が確保されている
- 事業の評価と選定基準の概要が公表されている
- 対象事業が選定基準分類に適合していることを決定するプロセスが文書化されている
- 事業実施に伴うESGリスクの可能性が特定され、管理されるプロセスが文書化されている
- その他

責任及びアカウンタビリティに係る情報

- 評価・選定基準は外部からのアドバイスまたは検証を受けている
- 社内で評価している
- その他

3. 調達資金の管理

本項目に係るコメント欄:

本フレームワークでは、グリーンファイナンスの実行から適格事業への全額充当までの期間および全額充当が完了するまで、未充当資金を現金または現金同等物で管理することが明確に定められており、資金充当方針の透明性が高いとJCRでは評価している。

ユーラスでは、グリーンファイナンスによって調達された資金は、スプレッドシート等を用いて資金管理を行い、入出金は個別のプロジェクト単位で行うことを想定している。また、入出金については、財務担当役員を決裁者とした承認体制が敷かれていること、内部の部署によって年1回、適切に監査が行われていること及びこれら資金調達の管理に関する文書等は適切な保存期間が設けられていることをヒアリングにて確認している。

JCRでは、上記の確認の結果、ユーラスの資金管理の妥当性及び透明性は高いと評価している。

調達資金の追跡管理:

- グリーンボンドの調達資金は分別管理され、または適切な方法で発行体によって追跡管理されている。

未充当資金の一時的運用方法について、開示されている。

その他

追加開示事項:

新規投資への充当のみ

既存・新規投資両方への充当

個別の支出に充当

ポートフォリオベースの支出に充当

未充当資金のポートフォリオバランスを開示

その他

4. レポーティング

本項目に係るコメント欄:

a. 資金の充当状況に係るレポーティング

本フレームワークによる資金使途の対象は、風力発電、太陽光発電を中心とする再生可能エネルギー及びその関連設備であるが、一般的に調達した資金が全額充当されるまでの期間が長期に及ぶ場合が想定される。ユーラスでは、調達した資金が全額充当されるまで年1回、充当状況及び事業の進捗状況をステークホルダーに報告する予定である。

b. 環境改善効果に係るレポーティング

ユーラスでは、資金が充当された事業について、環境改善効果に係るレポーティングを行うことを予定している。開示項目及び開示の頻度は、グリーンボンド原則、グリーンローン原則等に照らし、適切であるとJCRでは評価している。

資金使途のレポーティング:

個別プロジェクト・ベース

プロジェクトのポートフォリオ・ベース

個別債券への紐づけ

その他

レポーティング情報:

充当金額

投資額に占めるグリーンボンドによる資金充当の割合

その他:

頻度:

年に一度

半年に一度

その他:

インパクトレポーティング:

個別プロジェクト・ベース

プロジェクトのポートフォリオ・ベース

個別債券への紐づけ

その他

頻度:

年に一度

半年に一度

その他:

レポート情報（理論値または実績値）:

GHG 排出量 / 削減量

エネルギー削減量

水使用削減量

その他ESG指標

資金充当された事業により発電された発電量

開示方法

財務諸表における公表

サステナビリティレポートにおける公表

アドホック（非定期）刊行物における公表

その他:

ステークホルダーへの開示

レポートの外部レビュー

有用なリンク

ユーラスエナジーホールディングスの取り組み

<http://www.eurus-energy.com/csr/>

JCRのグリーンファイナンス評価手法

<https://www.jcr.co.jp/greenfinance/>

外部レビューを受けた場合、その種類

セカンド・オピニオン

認証

検証

スコアリング/格付け

その他:

レビュー提供者: 株式会社 日本格付研究所

公表日: 2020年6月30日

グリーンボンド原則に定められた、独立レビュー業者の役割

1. **セカンド・パーティ・オピニオン**：環境に関する専門知識を持ち、発行体から独立した機関は、セカンド・パーティ・オピニオンを出すことができる。そのような機関は、グリーンボンドフレームワークに関する発行体のアドバイザーからの独立性や、情報障壁など適切な手順を機関内に設け、セカンド・パーティ・オピニオンの独立性を保証することが必要である。セカンド・パーティ・オピニオンは通常グリーンボンド原則への準拠に関する評価を伴い、特に、発行体の包括的な目標、戦略、環境に関する持続可能性に関する方針および（または）プロセスおよび資金使途となるプロジェクトの環境に関する持続可能性の評価が含まれる。
2. **検証**：発行体は、ビジネスプロセスに関するおよび（または）環境基準についての設定された基準に関する第三者検証を受けることができる。検証は内部または外部基準または発行体による目標に沿っているかにフォーカスする。また、対象資産の環境に関する持続可能な特徴の評価は"検証"と呼ばれ、外部基準を参照することができる。発行体の資金管理、グリーンボンドによる調達資金の配分に関する内部追跡システム、環境へのインパクトまたは、グリーンボンド原則への準拠に関する保証または証明も"検証"と呼ぶことができる。
3. **認証**：発行体は、グリーンボンドフレームワークに関連したグリーンボンドまたは資金使途は、認識されている外部グリーン標準・ラベルの認証を受けることができる。標準またはラベルは、特定の基準を定義し、その定義は認証基準に沿っているかを証明できる能力を有し、認定された第三者機関によって、その基準に沿っているかどうかを検査される。
4. **グリーンボンドスコアリング・レーティング**：発行体は、グリーンボンドフレームワークに関連したグリーンボンドまたは資金使途は、スコアリング・レーティング手法を有している専門調査会社や格付機関といった第三者によって評価もしくは調査されることができる。成果物は、環境改善のデータ、グリーンボンド原則に準じたプロセスまたはその他2度目標などのベンチマークにフォーカスしたものが考えられる。スコアリング・レーティングは、重要な環境リスクを反映しているとしても信用格付とは明確に異なる。